

土海第 248 号
令和元年 6 月 11 日

沖縄防衛局

局長 田中 利則 殿

沖縄県知事

玉城 康裕

普天間飛行場代替施設建設事業に係る工事の中止について

平成 31 年 4 月 5 日付け国水政第 13 号により国土交通大臣が普天間飛行場代替施設建設事業（以下「本件事業」という。）に係る公有水面埋立承認の取消処分を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）を行ったことを受けて、貴職は本件事業に係る公有水面埋立工事を続行している。

しかし、これまでも指摘してきたとおり、貴職の行った行政不服審査請求は違法であり、このような違法な審査請求を受けて国土交通大臣が行った本件裁決もまた違法無効となるものである。したがって、貴職は、本件事業に係る公有水面埋立工事を行う権限を喪失していることから、貴職が本件事業に係る工事を進めることは許されない。

また、本県においては、本件事業が、公有水面埋立法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の要件を充足しないこと、平成 25 年 12 月 27 日付け公有水面埋立承認処分（平成 25 年 12 月 27 日付け沖縄県指令土第 1321 号、沖縄県指令農第 1721 号）に付された留意事項の不履行があることなどを理由として、適法に埋立承認を取り消したものであり、本件裁決には、県の適法な埋立承認取消処分を取り消した違法がある。本件裁決を根拠として本件事業に係る公有水面埋立工事を行うことは、この点からも認められるものではない。

さらに、貴職においては、埋立承認取消理由の一つである、K-9 護岸を棧橋として使用して傾斜堤護岸用石材等を海上搬入していることに加え、K-8 護岸においても護岸に係船のための機能を追加して埋立土砂の陸揚げを行っているが、これは、中仕切岸壁で埋立土砂を揚陸するとの願書の記載とも異なる内容となっており、このような形でさらに違法を重ねることは断じて容認できるものではなく、ましてや、土砂を投入することも絶対に許されない。

公有水面埋立法による埋立承認に関する事務は、法定受託事務であり、地方公共

団体の事務であることから、公有水面埋立法の解釈及び運用に係る権限と責任は、埋立承認の事務を所管する都道府県知事にあるところ、貴職は、自らの都合により法令等の解釈を行い、行政不服審査制度を濫用してまで、県の正当な権限行使を妨げようとしており、法令遵守の意識の欠如を疑わざるを得ない。

直ちに、工事を中止するとともに、既に投入された土砂を速やかに撤去するよう求める。